

島内事業者各位

海上貨物輸送への運賃補助について（お知らせ）

東京都では、島民の生活安定や定住促進を図るため、魚介類や野菜などの島内生産物に関する海上貨物輸送に対して、運賃を一定の割合で補助しています。

令和6年4月から新たな補助対象貨物として、「農水産加工品」や「梱包資材等」を追加するなど、海上貨物輸送への運賃補助（宅配便・ゆうパック等の輸送は引き続き補助対象外）を一部拡充しますので下記のとおりお知らせします。

記

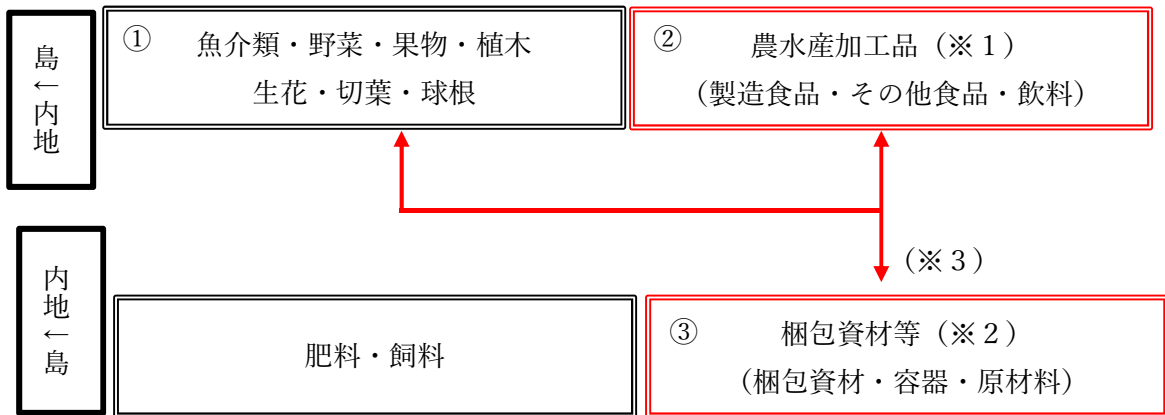
1 制度概要（令和6年4月以降）

(1) 運賃補助の対象貨物

生鮮品等に加え、「農水産加工品」・「梱包資材等」が新たに運賃補助の対象貨物となります。なお、具体的な補助対象貨物の詳細については、お問い合わせください。

「運賃補助の対象貨物」

赤枠・線が今回拡充の部分



※1 島内農水産物を使用し、加工した製品の内、「製造食品」、「その他食品」もしくは「飲料」にあたるもの

※2 ①・②を島から内地へ移出するにあたり必要となるものの内、「梱包資材」、「容器」もしくは「原材料」にあたるもの

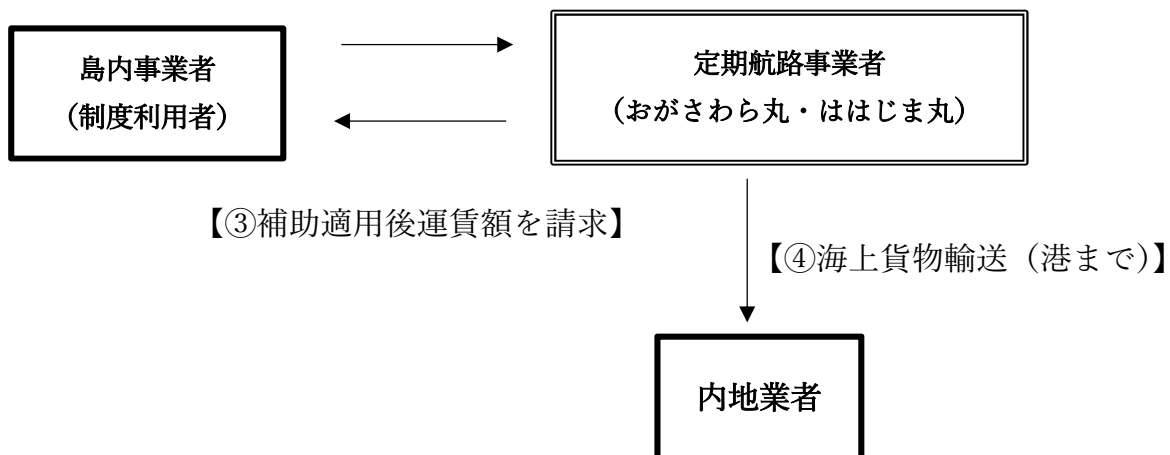
※3 ③は島から内地への移出品1品に対し、移出に必要な移入品1品までを対象

## (2) 運賃補助適用のイメージ

海上貨物輸送への運賃補助適用のイメージは以下のとおりです。

### 「運賃補助適用のイメージ」

【①都指定送状を提出、②補助対象貨物を引渡し】



※貨物の送り先に応じて、内地陸送は各事業者で個別に手配してください。(内地陸送に関し、運賃補助の適用はありません。)

## (3) 補助対象の輸送経路及び補助率

- ① 父島～東京間の海上貨物運賃の 50%を補助  
但し、令和 6 年度は時限的措置として、海上貨物運賃の 100%を補助
- ② 母島～東京間における海上輸送のうち、母島～父島間の海上貨物運賃の 100%を補助

## 2 問合せ先

(1) 制度全般に関する事

東京都総務局行政部振興企画課小笠原振興担当：TEL 03-5388-2445

(2) 父島、母島における申請方法や制度利用に関する事

東京都小笠原支庁産業課商工担当：TEL 04998-2-2122